

# 令和 7 年度 埼玉県雇用対策協定に基づく事業計画

埼玉県・埼玉労働局

## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>I 産業人材の確保・育成と魅力ある職場づくり</b> | 1  |
| 1 中小企業等に対する人材確保の支援            | 1  |
| 2 リ・スキリングによる人材育成の推進           | 3  |
| 3 魅力ある職場づくり                   | 4  |
| <b>II 多様な人材の活躍推進</b>          | 6  |
| 1 中高年層の活躍推進                   | 6  |
| 2 シニアの就業推進                    | 8  |
| 3 障害者の就業支援                    | 10 |
| 4 外国人の就業支援                    | 13 |
| 5 女性の活躍推進                     | 14 |
| 6 若者の就業支援                     | 17 |
| 7 その他求職者等の状況に応じた就業支援          | 18 |
| <b>III 雇用施策に関する数値目標</b>       | 21 |

## 令和7年度 埼玉県雇用対策協定に基づく事業計画

埼玉県知事と埼玉労働局長の間で締結した埼玉県雇用対策協定の第2条に基づき、令和7年度の事業計画を次のとおり定める。

### I 産業人材の確保・育成と魅力ある職場づくり

生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻化する中、県内企業が必要とする人材を着実に確保し、企業の生産性を向上させていくために、新たな働き手の掘り起こし、能力開発からマッチング・職場定着まで一貫した支援、多様な企業ニーズを踏まえた人材育成、在職者のスキルアップを図ることが重要である。

そのため、介護、看護、保育、建設、運輸、警備など人手不足が深刻な分野や、本県産業の基幹となるものづくり分野、DXを支えるIT分野などについて、業界団体等と連携し、人材の確保・育成を進める。

また、働くことを希望する若者、女性、高齢者、障害者などの誰もが社会の担い手として存分に力を発揮できるよう、各人の状況に応じた能力開発ときめ細かい就職支援を行う。

さらに、働き方改革の一環として定められた時間外労働の上限規制について、一部事業・業務における適用猶予期間が終了すること等を踏まえ、引き続き、労働関係法令の普及啓発などを通じて長時間労働などの問題解消を目指し、安心・安全に働き続けることができる職場環境づくりを進める。

#### 1 中小企業等に対する人材確保の支援

##### 埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 地方公共団体及び地域の経済団体と連携して、ハローワーク管内の地元企業に対し、募集、採用、職場定着までの一貫した支援を実施する。
- ・ 人手不足が顕著な職種（医療・福祉、建設、警備、運輸）について「人材確保・就職支援コーナー」（ハローワーク川口、熊谷、大宮及び川越に設置）が地域の状況を的確に把握し、関係機関との密接な連携の下、求人者・求職者の両面からマッチング支援を実施する。
- ・ 求人申し込み手続きのオンライン化など、求人者の利便性の向上を図るとともに、求人担当者制による支援をはじめとする求人充足支援を実施する。

- ・ 介護分野については、民間団体等への委託事業（「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」）により、事業主向けの個別相談・支援などを実施する。
- ・ 分野ごとの特性を踏まえた雇用管理改善モデルの周知・普及に努め「魅力ある職場づくり」に向けた支援を実施する。

#### 埼玉県が取り組む施策

- ・ 埼玉しごとセンター、川越市民サービスステーション及び熊谷高等技術専門校内に「企業人材サポートデスク」を設置し、人材総合相談員が企業の求人の相談に応じるとともに、地方版ハローワークとして小規模な面接会を行うなど人材確保の面から企業を支援する。
- ・ 県内企業が多数参加できる大規模な面接会を開催し、新卒者をはじめ幅広い世代の求職者とのマッチングを行い、人材確保の面から企業を支援する。
- ・ 企業人材サポートデスクで、新たに相談会の開催などによって、豊富な経験や人脈を有するシニア人材と経営課題の解決を目指す企業とのマッチング機会の充実を図る。
- ・ 埼玉しごとサポートが県内8か所で就職支援セミナーや就職相談、職業紹介及びインターンシップを実施する。就職相談や職業紹介では、求職者及び求人企業双方から要望を聞き、きめ細かいマッチングを行い全世代の求職者に対して就職を支援する。また、県内の市町村において合同企業面接会を実施する。
- ・ 介護未従事者に介護に関する入門的研修等を実施し、介護事業所への就職を支援する。
- ・ ブランクのある看護職有資格者の職場復帰及び職場定着を促進するため、看護に関する最新の知識及び技術の習得を支援する講習会や、就業環境改善に関する研修等を実施する。
- ・ 潜在保育士の職場復帰を支援するため、職場紹介や就職あっせん、登録名簿の作成、復職プログラム等を実施する。
- ・ 建設分野の人材を確保・育成するため、建設業団体などが構成員となる建設産業担い手確保・育成ネットワークにより、入職促進や在職者のスキルアップを支援する。
- ・ 多様な産業界のニーズに対応するため、中小企業・小規模事業者が必要とする人材の育成を行う。
- ・ 県内中小企業のデジタル人材の確保を支援するため、即戦力となるデジタル人材の紹介手数料を補助する。
- ・ 県内中小企業の副業・兼業人材の確保を支援するため、副業・兼業人材の紹介

手数料等を補助する。

- ・ 県内中小企業の外国人材の確保を支援するため、アドバイザーが人手不足に悩む企業を訪問して外国人材の活用について助言等を行う。また、企業を対象に事例発表会・相談会を開催する。
- ・ ポータルサイト「WORK IN SAITAMA～外国人と企業をつなぐポータルサイト～」を運営し、外国人向けに多言語で外国人の採用を希望する企業の採用関連情報等を発信し、人材確保を支援する。
- ・ 若者から選ばれる魅力ある企業を支援するため、奨学金返還支援制度を導入する企業等に対して一定額を補助する。

#### 埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 埼玉しごとセンターにおいて、国と埼玉県が一体となって、各種セミナーの開催をはじめ、若者、ミドル、シニアなど世代別に、キャリアコンサルティングから職業相談・職業紹介まで切れ目のない就職支援を実施する。
- ・ ハローワークの求人者支援員と埼玉県の人材総合相談員とが密接に連携して、県内企業から新たな求人を開拓するとともに、求人企業の魅力等を情報発信することで人材の早期確保を図る。川越市民サービスステーションにおいては、川越市との一体的実施施設である「川越しごと支援センター」と「企業人材サポートデスク川越」の利用者の相互誘導などにより、国・県・市の連携に基づく効果的な人材確保支援に取り組む。
- ・ 埼玉県が進める企業誘致活動によって立地した企業の人材確保に向けた支援を埼玉県と埼玉労働局、ハローワークが連携して実施する。
- ・ 人手不足分野をはじめ、地域の人材ニーズに合った人材確保を支援するため、埼玉県とハローワーク、関係自治体等が連携し、県内各地で就職面接会を開催する。
- ・ 埼玉労働局と埼玉県、関係機関等が連携し、職場改善・職員育成に努める事業者に対する事業者と求職者のマッチングを図るべく、業界に興味を持つ方を対象としたセミナー・企業説明会・就職面接会を合わせたイベントの創出により、福祉・医療分野におけるイメージアップと人材確保を支援する。
- ・ 県内企業における新規高卒者の採用を支援するため、「合同企業説明会」、「就職面接会」、「高校と企業の情報交換会」を共催により開催する。
- ・ ハローワークと埼玉県、福祉人材センター、保育士・保育園支援センター、ナースセンター等の関係各機関と連携して、有資格者への情報提供や業界情報の提供により希望する求職者を開拓する。

## 2 リ・スキリングによる人材育成の推進

### 埼玉労働局が取り組む施策

- ・ ハローワークが把握している求人者のニーズや求職者の動向など、訓練ニーズを埼玉県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部埼玉職業能力開発促進センター（以下「機構埼玉センター」という。）に提供・共有するとともに、適切な受講あっせんや訓練受講生に対する就職支援に取り組む。
- ・ 雇用保険を受給できない求職者に対して、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給する求職者支援制度を推進する。
- ・ 機構埼玉センターに設置された「生産性向上人材育成支援センター」において実施される、企業の課題やニーズに対応したものづくり分野を中心とした在職者訓練や生産性向上支援訓練などの活用促進のため、埼玉労働局、ハローワークにおいて効果的な周知に努める。

### 埼玉県が取り組む施策

- ・ 高等技術専門校において、ものづくりやIT分野を中心とした職業訓練を実施し、在職者のスキルアップを支援する。あわせて、新規学卒者・求職者を対象とした職業訓練を実施する。
- ・ 民間教育訓練機関等を活用して、求職者、非正規雇用労働者を対象に、介護、IT、医療事務、簿記など様々な分野の職業訓練を実施する。
- ・ 事業主等による建築、電気工事など様々な分野の認定職業訓練を支援する。
- ・ DXに対応するため、企業のニーズを踏まえた実践的なIT能力を育成する職業訓練を実施する。
- ・ リ・スキリングに関するWeb相談対応や支援情報を発信するとともに、企業人材サポートデスク等と連携した人材マッチングを実施する。

### 埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 埼玉県、埼玉労働局及び機構埼玉センターが一体となった「埼玉県地域職業訓練実施計画（総合計画）」を埼玉県地域職業能力開発促進協議会において策定し、求職者等に対して、地域のニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を提供する。
- ・ 県立高等技術専門校とハローワーク等による「地域公的職業訓練関係機関連絡会議（県内4ブロック）」を開催し、適切な訓練コースの設定促進や求職者の受講あっせんの推進、訓練受講生への就職支援等の意見・情報交換を行い公的職業訓練の効果的な実施・運営を図る。
- ・ 埼玉県の訓練実施機関とハローワークとが連携して、訓練受講生に対する訓練修了前からの就職支援に積極的に取り組む。

### 3 魅力ある職場づくり

#### 埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 労働基準監督署の労働時間相談・支援班において、説明会の開催や中小企業・小規模事業者への個別訪問により、労働基準法等の周知や、適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細かな相談・支援等を行う。
- ・ 生産性向上による賃金引上げや非正規雇用労働者の処遇改善に向けたコンサルティングなど総合的な支援を行う「埼玉働き方改革推進支援センター」について、あらゆる機会を通じて周知を行い、その利用促進を図ることとする。
- ・ 令和7年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知及び履行確保を図るとともに、両立支援助成金の支給等により、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業を支援する。
- ・ 子育てサポート企業である「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。
- ・ 常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公共等について、女性活躍推進法の履行確保を図る。
- ・ 治療と仕事の両立については、埼玉産業保健総合支援センターと連携して、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行うとともに、埼玉労働局に、埼玉県、県内医療機関、労使団体等地域の関係者による「埼玉県両立支援推進チーム」を設置し、その活動を通して地域の関係者による連携した両立支援の取組の促進を図る。
- ・ 職場におけるハラスメントの撲滅に向け、ハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、労働施策総合推進法等の履行確保を図る。
- ・ フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、令和6年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保を図る。

#### 埼玉県が取り組む施策

- ・ テレワークや長時間労働の是正など働き方改革に取り組む企業にアドバイザーを派遣し、企業が抱える課題の解決を支援する。
- ・ 経営者等を対象とした働き方改革セミナーを開催し、企業の働き方改革を支援する。
- ・ 男性の育休取得に積極的に取り組む企業を「埼玉PX大賞」として表彰すると

ともに、受賞企業の優良事例をウェブサイト等で発信し、企業への横展開を図る。

- ・ 男性の育休取得の実績がある企業の人事担当社員等に男性育休推進員を依頼し、男性の育休取得のための環境整備を推進する。
- ・ 「男性育休推進宣言企業」など、男性の育児休業等取得促進等に取り組む企業を埼玉県のホームページ等で紹介し、広く発信する。
- s ・ 仕事と家庭生活の両立のため働きやすい職場環境づくりや働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として認定し、多様な働き方の普及を図る。
- ・ 労働相談等により、個別具体的な労働紛争の自主的な解決に向けた情報提供等を行う。
- ・ 県内中小企業の新入社員、若手社員及び当該社員を指導する社員を対象とした研修会を実施し、若手社員の職場定着を図る。
- ・ 労働セミナーの開催等により、勤労者や事業者に対して労働関係法令の普及啓発を図る。
- ・ 仕事と介護、子育て、病気治療等との両立に関する相談を勤労者や企業から受け付け、アドバイスや情報提供等を行う。
- ・ 不妊治療と仕事の両立について県内企業の理解を促進するため、企業へのアドバイザー派遣を行う。

#### **埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策**

- ・ 行政、労働団体、経済団体の代表者によって構成する「埼玉県公労使会議」としての取組みについて、官民が連携して推進し、県内企業における働き方改革の着実な進展を図る。特に、生産性向上や賃上げを支援する各種施策について強化期間を設けて周知を展開するほか、11 月にはノー残業デーの取組みや年次有給休暇の取得促進を目的とする「働き方改革推進キャンペーン」を実施するなど、企業における積極的な取組みを支援する。
- ・ 埼玉県公労使会議と連携して、職場のハラスメント対策強化月間、職場のメンタルヘルス対策強化月間を実施し、県内企業の働きやすい職場づくりへの支援を行う。

## **Ⅱ 多様な人材の活躍推進**

### **1 中高年層の就業推進**

就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年層に対し、安定就労を実現するため、相談、リスキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに活躍の場を拓げるための支援に取り組む。



また、近年は、グローバル化の進展や産業構造の変化等に伴い、非正規雇用労働者が増加傾向にある。自らの希望で非正規の働き方を選ぶ人もいるが、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい等の課題がある。県内企業にとって人材確保が課題となる中、本県産業の担い手を育成・確保するためにも、企業における正規雇用化を支援する。

非正規雇用を選択する者については、適切な役割分担のもと公労使が共同で、待遇改善や能力開発に取り組む。

#### 埼玉労働局が取り組む施策

- ・ ハローワーク大宮（プラザ大宮）、川越、浦和（埼玉しごとセンター）、川口に設置する「ミドル世代支援コーナー」において、就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者・無業者を対象として、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、各種セミナーや就職面接会の開催、公的職業訓練等必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、安定した雇用の実現に向けた一貫した伴走型支援を実施する。
- ・ 特定求職者雇用開発助成金の活用により、中高年層の就職を促進するとともに、就職後の職場定着を図る。また、トライアル雇用助成金の活用により、求職者を一定期間試行雇用する事業主を助成することで、その適性や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解を促進し、中高年層の安定的な就職に向けた支援を実施する。
- ・ 地域若者サポートステーションと連携・協力し、就労に当たって課題を抱える49歳までの無業者に対する就業を支援する。

#### 埼玉県が取り組む施策

- ・ 就職氷河期世代を含む主に中高年層に対する就職支援事業として、埼玉しごとセンターに就職氷河期コーナーを設置し、セミナー及びキャリアカウンセリング等を実施する。また、企業に対しては当世代を受入れる体制づくりのためのセミナーと採用後の定着のための相談支援をセットで行う。
- ・ 経済面で困難を抱えた無業者を対象とした有償型就業体験を実施し、就職支援につなげていく。
- ・ 高等技術専門校における職業訓練及び民間委託による職業訓練に、正規雇用を希望する就職氷河期世代を対象とする優先枠を設定する。

#### 埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 埼玉中高年世代活躍応援プロジェクト協議会の開催等により、地域における取組を推進していく。
- ・ 埼玉しごとセンターにおいて、埼玉県が行う就職相談、セミナーから、ハローワークの「ミドル世代支援コーナー」の職業相談・職業紹介までワンストップによる就職支援を行う。

## ◎ 非正規雇用労働者の正規雇用化と待遇改善

### 埼玉労働局が取り組む施策

- ・ キャリアアップ助成金等を活用し、非正規雇用労働者の企業内での正社員化（紹介予定派遣を通じた正社員化を含む）や処遇改善の推進に取り組む。
- ・ パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進のため、労働基準監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組み、正社員転換推進の措置等パートタイム・有期雇用労働法の履行確保を図る。

### 埼玉県が取り組む施策

- ・ 埼玉しごとセンターにおいて、正社員としての就職に向けた支援を行う。
- ・ アドバイザーの派遣等により、企業の同一労働・同一賃金の取組を支援する。
- ・ 非正規雇用労働者の正社員就職を支援するため、国家資格等の高い知識・技能を習得する長期（２年間）の職業訓練を実施する。

### 埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 行政、労働団体、経済団体の代表者によって構成される「埼玉県公労使会議」において、労使団体と行政が雇用・労働の課題に対する認識を共有し、多様な働き方の普及等に連携して取り組む。
- ・ 埼玉しごとセンターにおいて、埼玉県の各コーナーとハローワークの各コーナーが連携するなど、相談から職業紹介まで切れ目のない就職支援を実施する。

## 2 シニアの就業推進

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、埼玉県のシニア人口は令和７年にかけて 65 歳以上人口は全国 2 位、75 歳以上人口は全国 4 位の見込みとなっており、今後、急激な高齢化の進行が見込まれている。

このような中、元気で就労の意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っているシニアには、その意欲や希望に応じて職場や地域社会で活躍してもらえよう環境整備を進め、シニアが年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」を目指す。

#### 埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 高齢者の再就職支援に重点的に取り組むため、県内 13 か所のハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、高齢者が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、支援チームによる効果的なマッチング支援、職業生活の再設計に係る相談・援助、雇用によらない就業に係る相談・情報提供を行う。

また、高年齢求職者が未経験の職業に就く不安を取り除くため、就職が見込まれる分野の職場見学、職場体験及び各種セミナー等を実施する。

- ・ 70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60 歳から 64 歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う。
- ・ 事業主に対し、70 歳雇用推進プランナー及びハローワークの雇用指導官等の訪問による提案型の相談・援助による支援を行う。  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が扱う「65 歳超雇用推進助成金」を活用した継続雇用制度導入に向けた働きかけを行う。
- ・ シルバー人材センターが高齢者に就業機会を円滑に提供できるよう、シルバー人材センターでの就業希望者を対象とした技能講習及び就業体験等を実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」を推進し、シルバー人材センターでの就業希望者の支援を行う。

#### 埼玉県が取り組む施策

- ・ シニアの再就職に役立つ職業訓練を実施する。
- ・ シニアの「働く場」の拡大を企業に働きかけ、「シニア活躍推進宣言企業」の認定を進めるとともに、定年の廃止、定年年齢の 70 歳以上への引上げ、又は 70 歳以上までの継続雇用を行っている企業については、「シニア活躍推進宣言企業プラス」に認定する。
- ・ 「70 歳雇用確保助成金」を交付し、70 歳以上まで働ける制度を導入する企業を支援する。
- ・ 「働くシニア応援サイト」を運営し、シニアの活躍事例や企業の実績を紹介する。
- ・ シルバー人材センター連合に補助金を交付し、シルバー人材センターが抱える会員の安全就業などの課題解決を支援する。

#### 埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 埼玉しごとセンターにおいて、埼玉県の「シニアコーナー」とハローワークの各

コーナーが連携して、相談から職業紹介まで切れ目のない就職支援を実施する。

- ・ 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、高齢者雇用の必要性や重要性の周知を行い、雇用環境の整備、シニアの雇用促進等を事業主に働き掛ける。
- ・ 埼玉県シルバー人材センター連合事業推進計画（令和５年度～令和９年度）の目標の達成に向けて、埼玉県、埼玉労働局、埼玉県シルバー人材センター連合等の関係者が連携・協力し、会員の確保及び就業機会の拡大等に取り組む。

### **3 障害者の就業支援**

令和５年度にハローワークを通じて就職した障害者は４,６８３件と前年度比１０.４％増加となった。また、令和６年６月１日現在の民間企業の障害者実雇用率は２.４７％と１３年連続で過去最高を更新するなど、障害者雇用は着実に進展している。

しかし、令和６年４月及び令和８年７月の法定雇用率０.２％引上げ、また令和７年４月の除外率１０ポイント引下げにより、法定雇用率未達成企業の増加が見込まれることから、障害者の雇入れ支援等の強化が必要である。

このため、法定雇用率未達成企業を中心に障害者雇用の働き掛けを積極的に行い、障害者の働く場を拡大する等の雇用支援を行う。

また、障害者が一人一人の適性や能力に応じた職に就き、安心して働き続けられるよう、丁寧なマッチングと障害者が働きやすい環境の整備を行い、職場への定着支援を行う。

#### **埼玉県労働局が取り組む施策**

- ・ 精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、ハローワークに精神・発達障害者雇用サポーターを配置して、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者就労支援センター等と連携し、きめ細かな就労支援や事業主に対する相談援助を実施する。
- ・ 雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行う。
- ・ 「障害者に対する差別の禁止」、「障害者に対する合理的配慮の提供義務」、「障害者虐待防止法」について、事業主等への周知徹底に努め、円滑な実施に取り組む。
- ・ 障害者の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るため、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する特定求職者雇用開発助成金、障害者を一定期間試行雇用し常用雇用への移行を促進するトライアル雇用助成金の活用による就業支援、職場定着を実施する。

#### 埼玉県が取り組む施策

- ・ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターを運営し、県内企業における障害者雇用を促進する。主な取組は次のとおり。
  - 雇用企業開拓から雇用支援、定着支援までの障害者雇用の一体的な支援
  - 精神保健福祉士と精神障害者雇用アドバイザーとのチーム支援による精神障害者の受入企業拡大と職場環境整備
  - 難病患者の雇用について、専任のアドバイザーの配置により企業にきめ細かな提案等を行うとともに、難病患者等が安心して働ける職場環境づくりの支援を行い、雇用の受け皿を拡大する。
- ・ 職業能力開発センターにおいて、障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の就労を支援する。
- ・ 企業やNPO法人等に委託して、障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の就労を支援する。
- ・ 発達障害者就労支援センターを県内4か所で運営し、就労に関する相談、職業能力の評価、コミュニケーション能力等を取得する訓練、ハローワークと連携した企業とのマッチング、就職後の職場での定着まで支援する。
- ・ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターを運営し、県内企業における障害者が働きやすい職場環境整備や職場定着を支援する。主な取組は次のとおり。
  - ジョブコーチの派遣による障害者の職場定着支援
  - アドバイザーによる就労後の企業における緊急・困難事例への対応及び地域の就労支援機関スタッフの支援スキル向上支援
  - サブアドバイザーによる企業や就労支援機関等からの職場定着に関する相談対応
  - アセスメンターによる地域の就労支援機関スタッフのマッチング支援スキル向上のためのアセスメント実践指導
  - 精神保健福祉士と精神障害者雇用アドバイザーとのチーム支援による精神障害者の受入企業拡大と職場環境整備（再掲）
- ・ 障害者雇用に積極的に取り組む事業所を認証し、その取組みを広く紹介して、障害者雇用への理解促進を図る。
- ・ 就労支援機関や企業人事担当者等を対象とした「ジョブサポーター研修」を行う。

#### 埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 埼玉県と埼玉労働局の共催により、障害者就職面接会を県内8か所で開催する。
- ・ 埼玉県、埼玉労働局及び埼玉県経営者協会の共催により、就労支援機関や企業人

事担当者等へのセミナーを開催する。

- ・ 埼玉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、ジョブコーチの派遣、職域開発の提案、助成金活用の周知等を積極的に行う。
- ・ 埼玉県教育局と埼玉労働局が連携し、特別支援学校の生徒の就職促進を図るため、企業と生徒、保護者、教員との面談会等を実施する。また、埼玉労働局では障害者職場実習推進事業として、生徒等を対象とした職場実習先の開拓及び職場実習の支援を実施する。
- ・ 埼玉県が設置した難病相談支援センターにハローワークから難病患者就職サポーターを派遣し、就職相談を行う。
- ・ 障害者手帳を持たない難病患者の雇用と就労について、企業等及び障害者就労支援機関の理解を促進する取組を行う。
- ・ 埼玉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、各ハローワークの管轄地域において企業訪問やミニ面接会等を通じ、障害者雇用ゼロ企業を始め法定雇用率未達成企業の支援を連携して実施する。

## ◎ 障害者が働きやすい環境の整備

### 埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 精神障害・発達障害に関して正しい知識を得て理解を促すため、障害者と共に働く企業の方々向けに「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。
- ・ 事業主に対し障害者の雇入れを促進するとともに、障害者の有する能力を最大限に発揮できるよう特性に十分配慮した職場定着支援を行う。
- ・ 障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度（通称：もにす認定）を周知し、認定事業主を着実に増やしていくことで、障害者雇用に対する社会的な関心を喚起し、経営者の理解を促進する。

### 埼玉県が取り組む施策

- ・ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターを運営し、県内企業における障害者が働きやすい職場環境整備や職場定着を支援する。主な取組は次のとおり。
  - ジョブコーチの派遣による障害者の職場定着支援（再掲）
  - アドバイザーによる就労後の企業における緊急・困難事例への対応及び地域の就労支援機関スタッフの支援スキル向上支援（再掲）
  - サブアドバイザーによる企業や就労支援機関等からの職場定着に関する相談対応（再掲）
  - アセスメンターによる地域の就労支援機関スタッフのマッチング支援スキル向上のためのアセスメント実践指導（再掲）

- 精神保健福祉士と精神障害者雇用アドバイザーとのチーム支援による精神障害者の受入企業拡大と職場環境整備（再掲）
- ・ 障害者雇用に積極的に取り組む事業所を認証し、その取組を広く紹介して、障害者雇用への理解促進を図る。（再掲）
- ・ 就労支援機関や企業人事担当者等を対象とした「ジョブサポーター研修」を行う。（再掲）

#### **埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策**

- ・ 障害者の雇用促進のため、就職を希望する障害者及び雇入れを検討している企業に対し、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援をきめ細かく行うチーム支援を行う。

## **4 外国人の就業支援**

外国人労働者が安心して働き、その能力を十分に発揮する環境を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。外国人労働者数は年々増加しており、今後も様々な在留資格の外国人労働者の増加が見込まれることから、雇用管理のための事業主への指導、相談支援等がより一層重要となる。

#### **埼玉労働局が取り組む施策**

- ・ ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓のほか、外国人を支援するNPO法人等との連携強化により、早期再就職及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。
- ・ 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携した就労・定着支援を実施する。
- ・ ハローワークの窓口や事業主を対象とした各種説明会・会議の場等において、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」及び「外国人雇用状況届出制度」の周知等を行うとともに、ハローワーク職員が外国人雇用事業所を訪問し、必要な助言・指導を行う。

なお、助言・指導の過程や外国人労働者からの情報で問題事案を把握した場合は、

事案に応じハローワーク・労働基準監督署及びその他の関係機関が連携し適切な対応を行う。

- ・ 留学生の就職促進を図るため、企業を対象とした雇用管理セミナーを開催するとともに、新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおいて、留学早期からの意識啓発、マッチング、就職後の定着に至るまで段階に応じた支援を実施する。また、大学と就職支援協定を締結したハローワークにおいては、当該大学と連携し、外国人留学生の国内就職促進に向け一貫した支援を実施する。

#### **埼玉県が取り組む施策**

- ・ ポータルサイト「WORK IN SAITAMA」を運営し、外国人向けに多言語で外国人の採用を希望する企業の採用関連情報等を発信する。また、外国人向けの相談窓口、生活や日本語の習得について役立つ情報や埼玉の魅力等の情報を提供する。
- ・ 海外留学を経験した若者と外国人留学生のサポート拠点である「グローバル人材育成センター埼玉」を運営し、外国人留学生の県内就職に向けた気運醸成を図る。また、大学等における外国人留学生の就職支援体制を強化するため、大学等に就職支援アドバイザーを派遣する。

#### **埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策**

- 外国人留学生の就職支援のための留学生を対象とした企業説明会を共催する。
- ・ 外国人の就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。
- ・ 所管省庁等と連携し、外国人材の受入れ制度に係る情報提供を実施するなど、県内企業の外国人材受け入れに係る環境整備を支援する。

## **5 女性の活躍推進**

企業における人手不足への対応が急務となっていることから、引き続き子育て等により離職した女性の再就職や能力開発に向けた支援のほか、女性がいきいきと働き続けられる環境の整備に取り組み、一人一人の女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを推進する。

#### **埼玉労働局が取り組む施策**

- ・ マザーズハローワーク等には、キッズコーナーを設置するなど子ども連れで来所



しやすい環境を整備し、子育てしながら就職を希望する女性等に対して、担当者制によるきめ細かな職業相談や仕事と子育ての両立に理解のある企業情報の提供のほか、託児サービス付き就職支援セミナーや職業訓練の受講あっせん等を行う。

- ・ 求人企業に対して就業時間の設定に関する助言を行うなど、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保に取り組む。
- ・ 地域の子育て支援拠点や関係機関と連携したアウトリーチ型の支援を実施する。
- ・ 「埼玉マザーズハローワーク・コーナー」のLINE公式アカウントを活用し、家庭と仕事の両立を目指す求職者に就職支援セミナー、面接会等のイベント情報などを発信する。
- ・ 特定求職者雇用開発助成金等の支援メニューを提供することにより、母子家庭の母等の早期就職の促進を図る。
- ・ マザーズハローワーク利用者の利便性の向上を図るため、オンライン職業相談など、マザーズハローワークにおける就職支援サービスのオンライン化を推進する。
- ・ 令和7年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知及び履行確保を図るとともに、両立支援助成金の支給等により、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業を支援する。(再掲)
- ・ 子育てサポート企業である「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。(再掲)
- ・ 常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表等について、女性活躍推進法の履行確保を図る。(再掲)
- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることは、就業意欲を支える基本となることから、男女雇用機会均等法の着実な履行確保を図る。
- ・ 両立支援等助成金を活用し、育児・介護休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援する。
- ・ 職場におけるハラスメントの撲滅に向け、ハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、労働施策総合推進法等の履行確保を図る。(再掲)

#### **埼玉県が取り組む施策**

- ・ 埼玉県女性キャリアセンターを働く女性のワンストップ支援拠点と位置づけ、学び直しから就業、就労継続、キャリアアップまでをワンストップで支援する。

- ・ 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、仕事と家庭の両立や職業上のブランクに不安を抱える女性に対し、面談相談やセミナー（在宅ワーカー向けを含む）、ハローワークの求人情報等を活用した職業紹介、企業での業務体験を活用したマッチング支援などを実施し、就業支援を進める。
- ・ 再就職に必要な資格や技能の習得を目指す女性が受講しやすい託児サービス付き職業訓練を実施する。
- ・ 働く女性、働きたい女性の疑問や悩みの解消に役立つ情報を提供するため、ワンストップ支援サイトを運営する。
- ・ 求職中や非正規雇用等で働く女性がデジタルスキルを強みとして活躍できるようスキル習得から就業までを一体的に支援するオンライン講座を実施する。
- ・ 保育所の待機児童を解消するため、認可保育所・認定こども園の整備のほか、企業や幼稚園と連携するなど多様な保育サービスの整備等を進め、受入枠の拡大を図る。
- ・ 保育士の確保に向けて、ハローワークと連携して、保育士資格を持ちながら保育所で勤務していない潜在保育士を対象に再就職に向けた支援を行う。

#### **埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策**

- ・ 埼玉しごとセンターにおいて、埼玉県の各コーナーとハローワークの「マザーズコーナー」が連携して、相談から職業紹介まで切れ目のない就職支援を実施する。
- ・ 埼玉県女性キャリアセンターとマザーズハローワーク等が相互の事業の周知等協力して行う。
- ・ 行政、労働団体、経済団体の代表者によって構成される「埼玉県公労使会議」において、女性など多様な人材の活躍促進に取り組む。
- ・ 女性活躍推進法上の協議会に位置付けられている「埼玉県女性活躍推進連携会議」において経済団体・労働団体・国・埼玉県等が連携し、女性活躍の推進に取り組む。
- ・ 埼玉労働局及び埼玉県は、それぞれが実施する認定制度などの支援内容を相互に周知・PRすることで、より一層女性が働きやすくなるよう環境整備を進める。

## **6 若者の就業支援**

生産年齢人口の減少に伴い働き手が減っていく中で、社会の活力を維持するには、就業を希望する誰もが意欲と能力に応じて活躍できる環境を整えることが重要である。

経済的事情や健康状態、就業経験の乏しさなど様々な事情を抱えた方々が、それぞれの希望や能力に応じて働くことができるよう、きめ細かい就業支援を行う。

#### 埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 埼玉新卒応援ハローワーク、埼玉わかものハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな職業相談を実施するほか、就職活動に際して多種多様な困難を抱える者に対して関係機関と連携した支援を強化する。また、就職後も職場定着支援等を継続して実施する。
- ・ 高校生の就職支援については、各ハローワークにおいて「未内定（未就職）者ゼロ作戦」を展開し、在学中から学校と連携した支援を実施することで、6月末までに希望者全員が就職することを目指す。また、生徒がフリーター等の不安定就労を安易に選択することがないように、学校と連携した職業指導や職業相談の充実に努める。
- ・ 大学生等の就職支援については、大学等と連携し、ガイダンスやセミナーを開催するほか、学校内に相談ブースを設けるなど、積極的な支援を展開する。
- ・ 地域若者サポートステーションと連携・協力し、若年無業者に対する就業を支援する。
- ・ 埼玉わかものハローワーク等利用者に対し、職業訓練に関する情報提供を行い、職業訓練受講に向けた相談を実施する。
- ・ 若年者の早期離職を防止するため、ユースエール認定制度を積極的に推進するとともに、職場定着に積極的に取り組む事業所として認定する「職場定着協力事業所」と連携し、職場定着支援を実施する。
- ・ 埼玉新卒応援ハローワークLINE公式アカウントを活用し、ハローワーク及び埼玉県が実施する企業説明会や面接会など、就職活動に役立つ情報を積極的に発信する。
- ・ 発達障害等の障害がある学生等に対しては、新卒応援ハローワーク等に配置している障害学生等雇用サポーターが、障害特性に応じた就職準備の支援から採用後の職場定着までの一貫した支援を行うほか、発達障害者等の雇用経験の少ない企業等に対する理解促進や障害のある学生等を採用した後の職場定着に向けた支援等を行う。

#### 埼玉県が取り組む施策

- ・ 若者等（留学生を含む）に県内企業の魅力を伝えるため、Webでの企業情報の提供やメタバースプラットフォームを活用した合同企業説明会等を開催する。
- ・ 大学生等の就職活動の効率化とともに、県内企業への正社員就職促進を図るため、AIを活用したマッチングシステムを構築し、適職診断、最適な業種・県内企業の

提案等を行う。

- ・ 若者の地元就職・就業継続・再チャレンジを支援するため就業支援窓口を周知する資料を作成・公立高校を卒業する生徒や保護者に配布するほか、家族や友人間においてコミュニケーションや激励のために使用するLINEスタンプを頒布する。
- ・ 若年無業者の就業への移行を支援するため、地域若者サポートステーションと一体的に運営される「若者自立支援センター埼玉」において、相談や職場体験等を通じて職業意識の醸成を行う。
- ・ 早期離職を防ぐため、若者が、職場で直面する悩みへの対処法やスキルアップを図る職場定着セミナーを実施する。
- ・ 海外留学を経験した若者と外国人留学生のサポート拠点である「グローバル人材育成センター埼玉」を運営し、外国人留学生の県内就職に向けた気運醸成を図る。また、大学等における外国人留学生の就職支援体制を強化するため、大学等に就職支援アドバイザーを派遣する。(再掲)

#### **埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策**

- ・ 埼玉しごとセンターにおいて埼玉県の「若者コーナー」とハローワークの各コーナーが連携するなど、相談から職業紹介まで切れ目のない就職支援を実施する。
- ・ 未就職卒業者の支援及び若者と地元企業のマッチングを図るため、「既卒3年以内の方及び34歳以下の若者対象就職面接会」を共催により開催する。
- ・ 県内にある各地域若者サポートステーションと若者支援機関とのネットワークを構築及び維持できるよう、埼玉労働局及び埼玉県は連携して適切な支援を行う。
- ・ 県内高校生の地元就職を促進するため、「合同企業説明会」、「就職面接会」、「高校と企業の情報交換会」を埼玉労働局、埼玉県、埼玉県教育委員会の共催により開催する。
- ・ 高校生保護者に対して、子供たちの安定した職業選択に向けての情報提供のほか、県内中小企業にも目を向けた就職活動の意義を伝える。

## **7 その他求職者等の状況に応じた就業支援**

#### **埼玉労働局が取り組む施策**

- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対して、市・区役所等に設置したハローワーク常設窓口での職業相談・職業紹介（一体的実施事業）又は福祉事務所等への定期的な巡回相談によりワンストップの就労支援を実施する。
- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者を雇い入れた事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金等を支給するとともに、就職後の定着を支援する。

- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援施策を効果的に実施できるよう「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会（埼玉県及び県内14地域）」を開催し、埼玉県等の関係機関との連携を図る。
- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対しても、ハローワークにおいて職業訓練が必要な者が訓練受講により就職可能性を高められるよう、周知、誘導及び受講勧奨を積極的に行う。
- ・ ハローワーク川口、大宮、所沢及び春日部に設置した「長期療養者職業相談窓口」において、がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者の就職支援や事業主の理解の促進に取り組むほか、埼玉県立がんセンター、自治医科大学附属さいたま医療センター、さいたま市立病院、上尾中央総合病院、埼玉医科大学国際医療センター、埼玉医科大学総合医療センター、国立病院機構埼玉病院、埼玉県済生会川口総合病院、戸田中央総合病院及び春日部市立医療センターの計10か所に設置した「就労相談センター」においてハローワーク職員の出張相談を実施する。
- ・ ハローワーク川越において、川越少年刑務所で駐在による支援を行うほか、ハローワーク浦和においてもさいたま保護観察所への巡回相談などを実施し、刑務所出所者等に対する就労支援の充実を図る。

#### **埼玉県が取り組む施策**

- ・ 町村において、住居を喪失した又は喪失するおそれのある求職者等に対して、家賃相当の住居確保給付金を給付する。
- ・ 埼玉県社会福祉協議会へ助成を行い、求職者等の自立促進を図るための総合支援資金などの生活福祉資金貸付事業を実施する。
- ・ 町村において生活保護を受給している求職者に対して、生活保護受給者チャレンジ支援事業により、就労支援専門員及び職業訓練支援員が就労相談、職業訓練の受講から求職活動まで支援を行う。
- ・ 町村の生活困窮者のうちの求職者に対して、生活困窮者自立支援事業により、就労支援員及び就労準備支援員が就労相談、職業訓練の受講から求職活動まで支援を行う。
- ・ ひとり親家庭の親等の就職を支援するため、優先的に受講できる準備講習付き職業訓練を実施する。
- ・ 就労中のがん患者を対象に治療、就労、経済など幅広い悩みにワンストップで対応するため、埼玉産業保健総合支援センターと連携して、看護師、医療ソーシャルワーカー、両立支援促進員による相談会を行う。

#### 埼玉県と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- 町村における生活保護受給者等の生活困窮者に対して、役場への定期的な巡回相談を実施するなど、ハローワークと県福祉事務所等が一体となった就労支援を実施する。
- 市町村におけるひとり親家庭の自立を支援するため、8月の児童扶養手当の現況届の提出にあわせて、役場内に臨時相談窓口を設置するなど、埼玉労働局と埼玉県、市町村が連携した児童扶養手当受給者の就労支援を重点的に実施する。

### Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

数値目標等については、以下のとおりとする。

| 項目                     |                                             | 目標         |
|------------------------|---------------------------------------------|------------|
| Ⅰ 産業人材の確保・育成と魅力ある職場づくり |                                             |            |
|                        | 就業率                                         | 61.7%      |
|                        | 在職者訓練による人材育成【県】                             | 年間 4,500 人 |
|                        | 離職者訓練による就職率                                 |            |
|                        | ▪ 施設内訓練                                     | 80%        |
|                        | ▪ 委託訓練                                      | 75%        |
| Ⅱ 多様な人材の活躍推進           |                                             |            |
| ①シニアの就業支援              |                                             |            |
|                        | 65 歳以上の就業確認者数【県】                            | 年間 740 人   |
|                        | 生涯現役支援窓口での就労支援チームによる 65 歳以上の就職率)<br>【労働局】   | 83.4%      |
| ②障害者の就業支援              |                                             |            |
|                        | 民間企業の障害者の実雇用率                               | 法定雇用率以上    |
| ③女性の活躍推進               |                                             |            |
|                        | 女性キャリアセンターを活用した就業確認者数【県】                    | 年間 2,000 人 |
|                        | マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者の就職率<br>【労働局】 | 95.9%      |

※就業確認者数 ……自己就職等を含む。